

令和3年度八尾市政の施策ならびに
予算編成に関する要望書

令和2年11月

八尾市議会公明党議員団

八尾市長

大松 桂右 殿

令和3年度八尾市政の施策ならびに予算編成に関する要望書

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大の不安の中、幕を開けました。以来、ウイルスの猛威は瞬く間に世界中に広がり、経済や社会生活に大きな打撃を与え続けています。このような状況下で「新しい生活様式」の定着、また感染防止対策と経済活動を両立させていく為に、国・府そして本市においても様々な対策が講じられてきましたが、引き続き感染防止対策に取り組んで頂く事を要望します。

令和3年度は「第6次総合計画」の実施初年度となり、感染防止対策の取り組みをはじめ、産業や雇用を守り、市民生活・中小企業などの「安心」を取り戻すことや、少子高齢化や人口減少への対策強化、大規模災害に対する防災・減災対策の強力な推進など、喫緊の課題も山積しています。

私どもは、こういった様々な課題に真正面から向き合い、希望と安心の社会を構築するため、生活者目線の政策を進める公明党の基盤を一段と強化し、市民の期待に応えて参りたいと決意しております。そして、これらの課題解決に向けて多くの市民からお聞きしたご意見やご要望、ご相談等を基に、令和3年度の予算編成について要望を致します。

市長におかれましては、経常収支比率が104%となり、非常に厳しい財政状況ですが、財源を明確にしながら優先順位をつけて市民生活に希望が持てる行財政改革を推進し、より効果的・効率的な令和3年度の予算編成策定を、強く求めるものであります。

令和2年11月16日
八尾市議会公明党議員団

〔総務常任委員会関係〕

- (1) 住民福祉の更なる向上と身近な行政サービスの充実。
- (2) 行財政改革を着実に実行し、安定的な財政運営を図ること。
- (3) 新たな自主財源の確保に努めること。(ふるさと納税、クラウドファンディング等の歳入確保)
- (4) 市税や各種公共料金等の収納率の向上と実効性のある滞納対策の強化を図ること。
- (5) 新公会計制度を活用した財政の見える化に努めること。
- (6) 職員研修制度を充実し、資質の向上と人材育成に努め接遇を向上させること。併せて公務員としての倫理を確立すること。
- (7) 公金取り扱いを厳格にすること。
- (8) 女性管理職の登用率を4割にすること。
- (9) 職員の適性配置により行政の効率化を更に促進すること。
- (10) 女性活躍推進法に基づく「八尾市女性活躍推進条例」の制定。
- (11) いじめやDV等の人権侵害を防止する実効性のある人権教育を推進すること。
- (12) オンブズパーソン制度の創設。
- (13) 総合教育会議等を通じて、教育委員会と共に教育行政の推進を図ること。
- (14) マイナンバーカードのさらなる普及促進に努めること。(市民の利便性を推進)
- (15) 八尾空港の菱形用地残余地の処分を図ること。
- (16) 不要不急用地については早急に処分し、公有地の有効活用を図ること。
- (17) 潜在する多様な人的資源を確保・活用するため「総合ボランティアセンター」を設置し支援体制を図ること。
- (18) 文化芸術振興条例制定と施策の充実を図ること。
- (19) 国際交流センターの機能を充実すること。
- (20) 多文化共生のまちづくりの構築。
- (21) 相続手続きのワンストップ化を図ること。(おくやみコーナーの設置)
- (22) 結婚新生活支援事業を実施すること。
- (23) 若者の婚活支援に取り組むこと。
- (24) 出張所について
 - ア、出張所の業務再開における市民サービスの検証。
 - イ、各出張所のタブレット端末を活用したオンラインでの相談体制の整備。
- (25) 校区まちづくり協議会について

ア、町会加入率の向上につとめること。

イ、地区集会所・校区集会所の整備を積極的に講じること。

ウ、適正な予算執行で特色あるまちづくりを推進すること。

(26) **命を守る防災・減災対策について**

ア、新しい生活様式に沿った避難行動の周知・啓発と訓練の実施。

イ、自主防災組織の充実、育成を図り、実践的な訓練により、市民の防災意識の向上に努めること。

(VR・ARによる被災体験、体感型防災アトラクションなど)

ウ、自宅での備蓄用品の補助制度を創設すること。(自助を啓発)

エ、女性の視点を取り入れた避難所の運営に努めること。

オ、福祉避難所的機能の拡充と災害時要配慮者の支援の充実に努めること。

カ、災害見舞金、災害弔慰金制度を拡充すること。

キ、防災リーダーの育成に努めること。(防災士の育成など)

ク、地区防災計画作成の推進。

(27) **防犯について**

ア、防犯対策に万全を期すため防犯灯の公設置・維持管理を図ること。

イ、高齢者をねらった特殊詐欺の防止に努めること。

ウ、ひったくりや車上荒らしなど街頭犯罪抑止に努めること。

エ、子供や女性に対する犯罪等を防止するための施策を講じること。

オ、市の防犯拠点である八尾警察署の機能更新。

(28) **無料法律相談を拡充すること。(本庁と出張所等の拡充)**

(29) **消防行政について**

ア、消防本部の機能更新を早急に図ること。

イ、救急車の適正利用の啓発に努めること。(＃7119の周知に努めること)

ウ、不審火対策の強化に努めること。

エ、消防機材の充実を図ること。

オ、救急救命士の養成と救命体制の強化を図ること。

カ、自主防災組織の活動支援の推進。

キ、地域の消防力の強化を図るため、消防団の充実(女性の消防団員)や市民の防災意識の高揚に努めること。

ク、住宅用火災警報器の点検及び電池交換の啓発。

(30) 低投票率対策について

ア、若者の投票率向上に努めること。

イ、期日前投票所の増設と時間延長、そして共通投票所の創設。

ウ、高齢化に伴う投票区の見直し。

〔文教常任委員会関係〕

(1) 教育施設の整備について

- ア、小学校の特別教室におけるエアコンの整備を着実に進めること。
- イ、小学校の給食調理場整備を早急に実施すること。
- ウ、学校トイレの改善整備を推進すること。(洋式化・多目的対応等)
- エ、中学校給食における全員喫食と配膳室等の環境整備に努めること。
- オ、バリアフリー化、シックスクール対策。

(2) 学校教育について

- ア、学校規模適正化の市内全体のビジョンを明確にし取り組むこと。(特認校・特例校を含む)
- イ、学力向上を推進すること。
- ウ、ICTを活用した教育機会の均等を図ること。
- エ、プログラミング教育の体験的な学習を確保すること。
- オ、インクルーシブ教育の充実。
- カ、がん教育の充実を図ること。
- キ、主権者教育の充実を図ること。
- ク、防災教育の充実を図ること。
- ケ、キャリア教育の充実に努めること。(キャリアパスポートの充実等)
- コ、中学校体育科のAED実習の継続。(トレーニングキットの拡充)
- サ、いじめ、不登校、暴力行為、虐待等、課題児童に対する対策のために、スクールソーシャルワーカーの拡充に努めること。(中学校区に一人の人員配置)
- シ、特別支援教育の充実。
- ス、食育を推進するとともに栄養教諭の全校配置に努めること。
- セ、土曜スクールの課題整理。(検証など)
- ソ、体験学習など総合的な教育の充実に努めること。
- タ、学校園生活の安全対策に努めること。(SPSの導入等)
- チ、学校園と通園通学時の子供に対する安全対策の充実に努めること。
- ツ、通学路の安全対策を図ること。(ブロック塀など)
- テ、児童・生徒の自転車安全講習の充実に努めること。(中学校でのスケアードストレート方式の安全講習教室の実施)

ト、子ども読書運動を支援するため、学校図書費の増額と学校図書館の環境整備を図ると共に、専任司書の全校配置を図ること。

ナ、30人以下の少人数学級の推進。

(3) 学校運営体制について

ア、教員の働き方改革のため、公務改善プランの作成に取り組むこと。

イ、チーム学校の構築。(教職員の多忙化の是正など)

ウ、学校評議員制度の内容の充実を図るとともに学校運営協議会を推進すること。

エ、就学援助制度を堅持し、多子世帯への助成の拡充に取り組むこと。

オ、学校給食の無償化の推進。

(4) 教育センターについて

ア、教職員の資質向上を図ること。(教員研修の充実)

イ、教員研修の充実を図ること。

ウ、教員のサポート体制を充実すること。(教育センター内に「教員サポート室」の充実、社会体験、評価制度等)

(5) 図書館行政について

ア、指定管理者制度の検証をふまえた図書館運営を検討すること。

イ、公的医療機関・各種施設・団体への図書の貸し出しサービスを更に充実すること。

ウ、Web図書館を充実すること。

(6) 生涯学習の充実と拡充に努めること。

(7) 市内各種スポーツ施設の拡充を図ること。

(8) 歴史民俗資料館の展示物を充実するとともに、来館者の利便性を図ること。

(9) 河内音頭、河内太鼓、河内木綿等の伝統的文化の保存継承を図り更に宣揚すること。

(10) 子育て支援策について

ア、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を行う「ネウボラ」の導入。

イ、子育て支援のワンストップを目的とする「子どもセンター」の設置。

ウ、多子世帯への支援の強化。

エ、待機・保留児童をゼロにし、希望する就学前施設に入所できる環境にすること。

オ、市域全体の現状を踏まえた公立・私立の認定こども園の整備促進と情報提供に努めること。

カ、保育士の処遇改善と人材確保支援。

キ、緊急保育の充実を図ること。(期間の延長、福祉枠の確保等)

ク、延長保育の実施。(24時間保育も含む)

ケ、「体罰によらない子育て」の啓発。

コ、児童虐待防止対策に努めること。(未然防止対策の強化)

サ、虐待問題を抱える親への支援に取り組むこと。

シ、子育て総合支援ネットワークセンターみらい・市町村子ども家庭総合支援拠点の環境整備と
人員体制の強化

(11) 健全なこどもの育成支援について

ア、いじめから子どもを守る課でSNSを活用したいじめ相談をすること。

イ、いじめから子どもを守る課でオンブズパーソン制度を導入すること。

ウ、こどもの貧困対策の充実。

エ、こども食堂の充実と検証。(孤食対策・居場所づくり)

オ、学習支援の拡充と充実に努めること。

カ、放課後児童教室の充実と環境整備に努めること。

キ、こども会のあり方を検討すること。

(12) 母子父子寡夫福祉資金貸付金制度の適正運営と相談の充実のための体制強化。

〔保健福祉常任委員会関係〕

(1) 保健所機能の充実について

- ア、大阪府及び保健センターと連携し、公衆衛生の拠点として市民の健康増進を図ること。
- イ、継続的な専門職の人材確保を図ること。
- ウ、新型インフルエンザなどの感染症対策と予防に努めること。
- エ、結核予防事業に努めること。
- オ、薬物乱用の防止の啓発を実施すること。(大麻など)
- カ、動物愛護と住環境の保全のため地域猫の取り組みに努めること。

(2) 保健センターの機能充実について

- ア、保健所と連携し、市民の健康増進を図ること。
- イ、前立腺がんとピロリ菌の検診を無料化すること。
- ウ、肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん(頸がん・体がん)の検診率の向上を図ること。
- エ、予防接種の接種率の向上に努めること。
- オ、アレルギー疾患対策に努めること。(乳幼児のスキンケア等)
- カ、5才児健診の実施。(発達障がい等の早期発見)
- キ、オンラインによる健康相談の効果的な取り組みに努めること。
- ク、口腔ケアの推進。(歯科検診の受診率向上)

(3) 産前産後に対する支援策について

- ア、子育て包括支援センターの充実。
- イ、安心して出産できる環境整備に努めること。
- ウ、特定妊婦への支援の充実。
- エ、妊娠期からの妊産婦に寄り添った支援体制の充実。
- オ、産後ケア事業の更なる充実を図ること。

(4) 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種促進を図ること。

(5) 高齢者の虐待防止対策の充実。

(6) 地域包括ケアシステムの体制強化とさらなる充実。

(7) 介護保険制度の円滑な運営について

- ア、被保険者・被保険者家族の相談窓口を更に充実すること。(介護施設の情報提供等)
- イ、保険料・利用料の軽減化を図ること。
- ウ、介護支援専門員の資質の向上を図ること。

エ、介護従事者の処遇改善を図ること。

(8) 介護予防事業について

ア、フレイル対策の充実（フレイルチェック、口腔ケアなど）

イ、介護ボランティアポイント制度の拡充。（対象者の拡大）

ウ、介護予防教室や日常支援総合事業等などの充実。

エ、介護ボランティア等、介護の担い手の育成。

オ、在宅介護の24時間安心ヘルプサービスの拡充。

カ、認知症予防の啓発と支援体制の充実。（早期発見）

(9) 校区高齢者あんしんセンターの充実を図ること。

(10) 重層的支援体制整備事業に積極的に取り組むこと。

(11) 『断らない相談窓口』の早期設置。

(12) 孤独死防止対策の強化に努めること。（民間事業者との連携）

(13) 自殺予防対策の強化に努めること。

ア、地域と連携したゲートキーパーの養成に取り組むこと。

イ、オンラインなどを活用した相談窓口の設置。

(14) 障がい者に対する訪問歯科検診および診療事業を充実すること。

(15) 障がい児（者）の家族の心身的負担を軽減するための施策を充実すること。

(16) 後見的支援を要する人に対する施策を充実すること。

(17) 生活保護について

ア、不正受給の防止に努めること。

イ、医療扶助の適正化に努めること。（ジェネリック医薬品の推奨等）

ウ、就労支援のさらなる充実に努めること。

エ、特定健診の受診率向上に努めること。

(18) 国保会計の健全経営化に努めて、市民への負担転嫁を回避すること。

ア、収納率の更なる向上に努めること。

イ、ジェネリック医薬品の利用促進に努めること。

ウ、基金の適正な運用に努めること。

(19) 国保の予防事業について

ア、人間ドック事業の医療機関の拡充と土・日・祝・夜間事業実施を図ること。

イ、特定健診の受診率の向上と内容の充実・保健指導の推進。

(20) 健康増進施策の充実に努めること。(オンラインやSNSを活用したイベントの実施等)

(21) 市立病院について

- ア、安定した健全経営を図ること。
- イ、救急医療体制の充実。
- ウ、医師の確保を図ること。
- エ、医療専門スタッフの充実に努めること。
- オ、安心して出産できる環境を整備すること。
- カ、診療時間の延長を行うこと。
- キ、病診薬連携のさらなる充実に努めること。
- ク、地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実に努めること。
- ケ、緩和ケアセンターの充実に努めること。
- コ、がん患者のアピアランスケアと就労支援に努めること。
- サ、人間ドックと健診事業の充実に努めること。

〔建設産業常任委員会関係〕

- (1) 災害に強いまちづくりについて
 - ア、長寿命化計画の推進。(道路、橋梁、河川、公園、上下水道)
 - イ、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化。
 - ウ、集中豪雨等による土砂災害対策と浸水対策を講じること。(ハード面・ソフト面)
- (2) 入札制度の改善を図り、更に競争性・透明性・公平性を確保すること。
- (3) 耐震診断を市民に啓発し、耐震工事の促進を図ること。
- (4) ブロック塀の安全対策の推進に努めること。(撤去費用等の拡充)
- (5) 公共下水道の整備について
 - ア、事業計画の適正化。
 - イ、水洗化率を上げること。
- (6) 交通不便地域への対策として持続可能な公共交通網の整備に努めること。(デマンドタクシー等)
- (7) JR久宝寺駅周辺のまちづくりについて
 - ア、都市計画道路久宝寺線の地下道を両側通行にすること。
 - イ、安全・安心のため交番を設置すること。
 - ウ、新大阪駅と直通した利便性を踏まえ、観光誘客の拠点としての機能の充実。
- (8) 近鉄大阪線河内山本駅周辺及び、高安駅周辺の整備を促進すること。
- (9) 新都市核としての地下鉄八尾南駅を中心とした賑わいのあるまちづくり(空港西側跡地)を早急に推進すること。
- (10) 安心して暮らせる市内全域の「ユニバーサルデザイン計画」を策定し、早急に歩行者の安全確保の為に歩道の整備とバリアフリー化を実施すること。
- (11) 歩車道にはみ出した看板、商品等の不法占拠を撤去すること。
- (12) 交通障害である不法駐車対策や放置自転車対策を強力に推進すること。
- (13) 自転車の安全走行のための道路整備を行うこと。(自転車専用道路・誘道路など)
- (14) 自転車事故防止対策と自転車保険への加入推進と共に、マナー向上の啓発を促進する事。
- (15) 自転車安全講習会の拡充と3年間で全中学校にスケアードストレート方式の安全講習教室を実施すること。
- (16) みどりのまちづくりについて
 - ア、市街地の緑化を推進すること。
 - イ、公園の整備を積極的に行い、特色ある公園づくりに取り組むこと。(スポーツ公園、介護予防

公園、薔薇公園、ハーブ公園、防災対応機能、交通公園等)

- (17) 水道事業について
- ア、鉛管を撤去し、安全給水に努めること。
 - イ、老朽管の敷設替えを効率的に行い、耐震化を促進すること。
- (18) 常に現状に即した用途地域の見直しを行うこと。
- (19) 八尾市景観計画に基づいた都市の美観の創造について
- ア、不法看板等の撤去を図ること。
 - イ、安らぎと潤いを感じる緑道などを設置すること。
- (20) 市内交通渋滞箇所の調査を行い、早急に安全対策を講じること。
- (21) 循環型社会の実現をめざす、総合的な環境対策について
- ア、再生可能エネルギーの活用を進めること。
 - イ、市民に対して、省エネ対策とCO2削減のエコ意識を啓発すること。
 - ウ、ゴミ減量を更に推進すること。(プラスチックごみの減量を含む)
 - エ、不法投棄防止の対策を進めること。
 - オ、環境学習を充実させること。
 - カ、ゴミ処分跡地の有効利用を図ること。
 - キ、炭素削減計画を策定し、ゼロカーボンシティの取り組みを進めること。
- (22) 女性・若者の就労支援の取り組みを更に充実すること。
- (23) オンラインを活用した就労支援に取り組むこと。
- (24) 地域経済活性化を推進するため、市内事業者のDX(デジタルトランスフォーメーション)をサポートすること。
- (25) 中小企業支援対策について
- ア、中小企業サポートセンターの更なる充実を図ること。
 - イ、新産業の育成と起業支援の充実を図ること。
 - ウ、事業継承の支援を推進すること。
- (26) 商業振興支援について
- ア、商店街の活性化対策を進めること。
 - イ、個人経営含む小売業・飲食業・サービス業等の事業者支援に取り組むこと。
- (27) 農業振興支援対策について
- ア、特産物のブランド化に努めること。

イ、地産地消を推進すること。

ウ、後継者育成に対する支援を行うこと。

エ、遊休農地の有効利用を促進する為、農地バンク制度の充実に努めること。

(28) 「みせるばやお」の事業効果の検証をすること。

(29) 観光施策と八尾の魅力発信について

ア、観光協会による情報発信の強化。

イ、玉串川等のさくら再生の推進。

ウ、観光資源の整備と有効活用に努めること。

エ、河内音頭の全国発信に努めること。

オ、インバウンド効果を八尾に取り込むための施策の充実。(宿泊施設の誘致、レンタサイクルを利用した市内観光コース設置など)

(30) 空き家条例に基づき実効性のある対策を講じること。

(31) 住宅困窮世帯の救済施策の拡充。

(32) 市営住宅の地位承継制度の要件緩和。

(33) 喫煙マナーの向上に努めること。